



郡上市教育大綱

平成27年度～平成30年度



教育大綱の策定の趣旨

この大綱は、平成27年4月1日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、郡上市の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、市長が総合教育会議において協議し、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

基本理念

“ふるさと郡上を誇りに思う人づくりと、
子どもたちの夢を育てる地域づくり”

子どもたちが、将来どこで生活しようともふるさとへの誇りと愛情を持ち続けることが大切であるとともに、それぞれの夢や目標に挑戦できる機会が得られるよう、家庭や地域社会がその環境づくりを進めることが大切です。

基本目標

① 未来を切り拓く「郡上人」を育てる教育の推進

② 伝統文化の継承と様々な文化、スポーツ活動の推進

③ 地域ぐるみで子どもの夢を育てる教育の推進

独自性・地域性のある子育て環境の充実を図ることにより、豊かな感性や地域に対する誇りと愛情、生きる力などを育み、将来の郡上市や日本・世界を支えるための人間性・創造性豊かな人材を育成します。

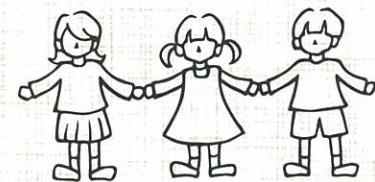
また、家庭や地域社会では、子どもたちが人々との関わりの中で夢や目標をもった生き方を身に付けていくことから、学校と家庭、そして地域が力を合わせ、子どもたちの夢を育てる教育に取り組みます。

基本方針

1. 豊かな人間性を養う

生命を大切にし、お互いに助け合い、協力しあって生きることのできる豊かな人間性を養う教育を進めます。

- 自己と他人の生命を大切にし、すべての生あるものの命を慈しむ教育
- 感謝の念を忘れず、困難なことに立ち向かう不屈の精神を養う教育
- お互いに助け合い、協力しあって生きる教育

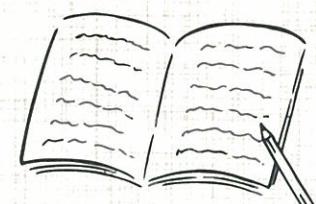


2. 確かな学力を養う

夢の実現を目指し、粘り強く生き抜く基盤となる確かな学力を身につける教育を進めます。

- グローバル社会の中で世界の人と共に生きていける能力を育成する教育
- 小中学校一貫した計画に基づいた教育
- 幼保・小学校・中学校・高校が連携した教育
- 少人数指導やICT活用による一人一人の学力を伸ばす教育

※教育基本法及び学校教育法における「学力」とは、①基礎的・基本的な知識・技能の習得
②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
③主体的に学習に取り組む態度をいう。



3. ふるさと教育を充実する

ふるさと郡上を学び、これからの郡上を考え行動する、「郡上学」を充実します。

- 小中学校一貫した計画による郡上学
- 公民館などを中心とした郡上学
- 郡上学ふるさと塾の体験学習
- 郡上かるたを活用した郡上学



4. 地域社会を担う人材を育てる

地域社会人(郡上人)として自覚と責任を持ち、
地域社会の発展のために考え行動する態度を育てる教育を進めます。

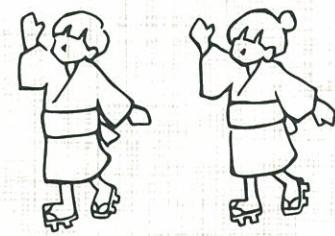
- 地域行事、地域活動への積極的な参加
- ボランティア活動への参加
- 市民協働活動への参加
- 市民としての権利や義務についての積極的な学習



5. 多様な文化活動を進める

伝統芸能や文化財を継承し、文化に親しみ、文化を大切にするふるさとづくりを進めます。

- ・伝統文化・芸能に親しむ学習や活動の推進
- ・地域の祭礼や伝統行事、年中行事への参加促進
- ・郡上おどり、白鳥おどり、石徹白おどりなどの習得
- ・文化財保護、活用とそのためのボランティア活動の推進
- ・文化・芸術活動の推進



6. 特色あるスポーツ活動を進める

スポーツに親しむ機会を充実し、健康・体力づくりや交流活動をすすめ元気な地域づくりを進めます。

- ・一市民ースポーツ運動の推進
- ・各種のスポーツ行事やスポーツ交流会の実施
- ・体育協会やスポーツ推進員の活動促進と支援
- ・運動部活動やスポーツクラブ参加者の拡大と競技力向上
- ・スポーツの競技力強化と優秀選手の育成



7. 子どもたちの夢を育てる

子どもたちが志高く生きることができるよう、夢や目標に向かって挑戦できる地域づくりを進めます。

- ・多様な体験ができる土曜活動の実施
- ・将来の職業生活を見通した進路指導・職場体験学習
- ・市の産業情報の提供



8. 安心して学べる教育環境を整える

教育効果を高める教育環境づくりや学校体制づくりに取り組みます。

- ・子どもの安全見守り活動の推進
- ・学校施設等の耐震化、計画的な改修・改築
- ・小規模化に対応した学校体制づくり
- ・県立高等学校のあり方の検討と地域要望の実現努力
- ・図書館と連携した読書環境づくりの推進



教育大綱の位置付け

郡上市教育大綱(以下「大綱」という。)は、郡上市の「第2次総合計画」における教育・文化・人づくりに係る目標と方針、「子ども子育て支援事業計画」の基本理念と基本方針及び郡上市の教育理念と教育方針について定めた「郡上市教育振興基本計画」の骨子となる部分を踏まえて定めるものです。

第2次郡上市総合計画(H28～H37) <教育・文化・人づくり>

- 【目標】 香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち
【方針】 1. 確かな学力と豊かな心をもった「郡上人」を育てます
2. 市民が地域文化に触れる機会を広げます
3. 生涯スポーツ活動を推進します
4. 生涯学習の充実を図り地域を担う人材育成の機会を広げます
5. 郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え行動する、「郡上学」を推進します

郡上市子ども子育て支援事業計画(H27～H31)

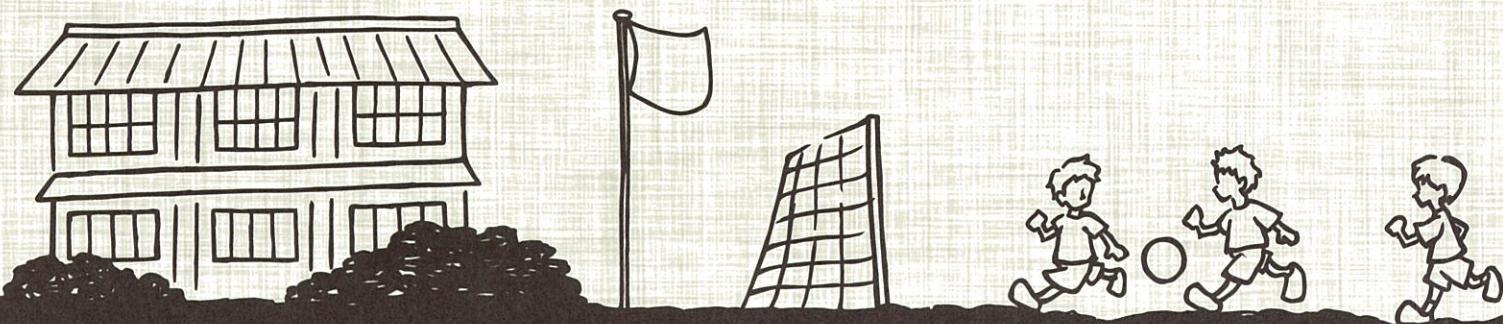
- 【基本理念】 誰もが安心して子どもを産み育てられるまち 郡上
【基本方針】 1. 子どもとその家庭に応じた支援
2. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
3. 地域社会全体で子育てを支援
4. 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

郡上市教育振興基本計画(H26～H30)

- 【教育理念】 凌霜の心で拓く明日の郡上市～自立・共生・創拓の教育～
【教育方針】 1. 生命を大切にする
2. 生涯学び続ける
3. 夢と希望をもって強く生きる
4. 助け合い、協力しあって生きる
5. ふるさとに誇りをもって生きる
6. 心豊かに生活できる

大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、平成27年度を初年度とし、「郡上市教育振興基本計画」の終期である平成30年度までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本大綱を改定するものとします。



郡上市教育大綱

発行 平成28年2月

発行元 郡上市役所 市長公室 企画課

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

TEL:(0575) 67-1121(代表)

Mail:kikaku@city.gujo.gifu.jp

